

魚沼市守門健康センター指定管理者業務仕様書

魚沼市守門健康センターの指定管理者が行う業務の内容及び範囲は、次のとおりとする。

1 保健センターの事業運営に関する業務

- (1) 施設利用の申請受付、許可、取消等の業務
- (2) 施設の利用に関する問合せ及び相談業務
- (3) 利用前利用後の施設・設備の確認業務
- (4) 利用申請書等の作成及び配布業務
- (5) 施設の利用状況等の集計報告業務
- (6) 上記以外のその他業務

2 通所介護の事業運営に関する業務

- (1) 利用の申請受付、許可、取消等の業務
- (2) 日常生活上の援助(排せつ、移動等の介護)
- (3) 入浴の介護
- (4) 食事の提供及び介護
- (5) 介護予防及び機能訓練
- (6) 生活等に関する相談及び助言
- (7) 健康状態の確認
- (8) 利用者の送迎
- (9) 介護者教室
- (10) 介護予防給付に関する事業
- (11) 上記以外のその他業務

3 居住施設の事業運営に関する業務

- (1) 高齢者に対する居住の提供
- (2) 入居者の健康状態の確認
- (3) 入居者の緊急時の対応
- (4) 上記以外のその他業務

4 訪問介護の事業運営に関する業務

- (1) 高齢者等に対する居住における入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援事業
- (2) 上記以外のその他業務

5 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (1) 建築物及び設備等の保守管理業務
- (2) 備品及び消耗品等の保守管理業務
- (3) 環境衛生管理業務
- (4) 清掃業務
- (5) 修繕業務
- (6) 警備業務
- (7) 除雪業務
- (8) 上記以外のその他業務

6 その他施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

- (1) 公共料金等の支払いを行うこと。
- (2) 維持管理に関する業者との契約、点検時の立会い、点検内容の検査及び点検料の支払いを行うこと。
- (3) 設計図書等の管理を行うこと。
- (4) 事業計画書、収支計画書及び事業報告書の作成を行うこと。
- (5) 関係機関等と連絡調整を行うこと。
- (6) 上記以外のその他業務

7 管理体制

総括責任者を配置のこと。また、管理に係る全従業員(非常勤、臨時職員を含む。)の勤務体系等については、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置し、業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統が一覧できる表を作成し配置すること。

8 その他

施設の管理運営に係る基本的事項は、魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市守門健康センター条例施行規則に定めるところによるものとするが、公務及び市が行う事業等で市が必要と認めた場合は、利用時間等を変更して利用許可をすることができるものとする。

魚沼市守門健康センター条例第9条の規定による使用料の減免について必要がある場合は、市と協議すること。